

(参 考)

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

(請 願)

請願第1号

光ブロードバンド整備に関する請願(採択)

(請願の趣旨)

光ブロードバンドサービスの環境は、住民生活の利便性向上や少子高齢社会における地域の安心・安全な環境等、住民生活の維持向上に重要な役割を果たしている。また、各事業者は光ブロードバンド環境を前提にサービスの開発や提供をしているため、地域間情報格差の是正や住民に対する均一サービスの提供等を実施するためには、必要不可欠な環境となる。

しかし、本市では北部地区の一部(奥内・後潟地区)だけが光通信の空白地域となっており、例えば、同地区で青森市議会インターネットライブ中継を見ると、通信回線が途切れ(約20分間のモデム映像中に平均7回程度)映像や音声をとまるため、利用者にはほとんど理解できる状態ではなく、議会中継の体をなしていない。市民と市長のなんでもトークでも早期に光ブロードバンド環境の整備を進めてほしい旨の要望が出されたが、いまだに取り組みられていない状況にある。

青森県内では、39市町村に光ブロードバンド環境が整備されており、うち弘前市の一部、八戸市の一部、むつ市の一部を初めとして、26市町村がIRU、いわゆる総務省の情報通信利用環境整備推進交付金などを利用して光ブロードバンド環境の整備をしている。平成26年度からは蓬田村においても、地域住民の強い要望と地域の将来を見据え、環境整備に着手すると聞き及んでおり、青森市においては、奥内・後潟地区が未整備となっている。

同じく税金を納めている市民として、光ブロードバンド環境の未整備は、公平公正の原則に反するものとする。

高齢社会への対応、予防医学の推進、農林漁業の振興、活性化の観点からも、同一市内における光ブロードバンド環境の空白地域の解消は、喫緊の課題とする。

(請願事項)

奥内・後潟地区の光ブロードバンド環境を早期に整備すること。

平成26年5月27日

請 願 者	青森市大字小橋字福田 22
	矢野 淳
紹 介 議 員	上林 英一
	赤木 長義
	館山 善也
	斎藤 憲雄
	山本 治男
	長谷川 章悦

(陳情)

陳情第22号

理事昇任は適正な能力実証に基づき行うことを求める陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

1. 財政逼迫等を理由に市長報酬や一般職員の賃金をカットしているにもかかわらず、平成26年4月定期人事異動では、スタッフ職である部長級の理事、次長級の参事が数多く発令され、これらの幹部職員に多額の管理職手当等の給与が支給されている。
2. 部長級理事に関しては、青森市行政組織規則第12条第1項で「事務処理の効率化又は市長の特命事項の処理について必要があるときは、部に理事、技監及び参事を、課及び室に副参事を置くことがある」と規定し、青森市人材育成基本方針では、理事の役割として「理事は部長級の職であり、原則として部の特命事項(高度に専門的な知識・技術・経験を要する事項)を担う。また、部長に対して助言・提言を行いながら部長と協調して部の意思決定に関わる」とし、理事は特命事項の処理のために置かれるものとされている。
3. 平成26年5月17日に開催された市民と市長のなんでもトークにおいて、陳情者が、平成26年4月定期人事異動で発令された理事の任命理由について鹿内市長に質問をしたところ、嶋口総務部長は、「それぞれの部が抱えている懸案事項、議会等で問題になっている課題等の事務量・質に応じて、理事を配置したほうが効率的に対応できると判断したときに、理事を置くという措置をとっている。市長が、『あなたの特命事項はこれです』と決めているわけではない」と回答した。今回の理事の任命理由は、特命事項の処理のためではなく、事務処理の効率化のためであることが明らかとなった。
4. しかし、人事課では、各部の事務処理の効率化に関するデータは持ち合わせていないとのことである。とすると、理事昇任人事に関する事務効率化データの収集、それに必要な能力基準の設定及び能力実証を総務部長みずから行ったということになるので、例えばということで、「鈴木裕司氏が総務部次長から総務部理事次長事務取扱に昇任したが、総務部に理事を設置する必要性、鈴木裕司氏の理事としての能力実証の方法等」について陳情者が質問をしたが、明確な回答はなかった。
5. 陳情者は、先般も青森市議会に、公平な人事のために「職員の昇任試験の実施を求める陳情」をしたが、不採択となった。青森市役所の人事異動は明確な基準がなく、地方公務員法が認めていない情実人事が行われているのが実態であるように思われる。幹部職員といえども「能力実証」をして任命するのが法律の定めである。

(陳情事項)

理事昇任人事は、地方公務員法に基づき、適正・適法な能力実証を行い、公平に実施されることを求める。

平成26年5月28日

陳情者 青森市桜川四丁目8-2
三国谷 清一

陳情第23号

青森市における天下り人事の廃止を求める陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

1. 水道、バス事業を営んでいる青森市公営企業のトップである企業局長には、長年青森市役所幹部職員OBが再就職していたが、鹿内青森市長は初当選したときに県庁OBを任命した。その方が平成25年5月に退職した後、青森市役所総務部長の要職にあった相馬政美氏が、企業局長に任命され、青森市役所幹部職員の天下りポストが復活した。
2. 青森市では、市役所庁舎、議員報酬、アウガ等々の多くの問題を抱えているが、それらの問題解決に向けて最前線で指揮をとるべき総務部長職にあった相馬政美氏は、総務部長の任務を放棄して企業局長に天下った。確かに、60歳定年・月給50万円台で苦勞の多い一般職から、定年なし・月給70万円台の特別職である企業局長への転職は魅力的ではあろうが、与えられた任務を放棄するのは無責任である。
3. 青森市役所には、部長級の職を経験し、定年退職した再任用の方がたくさんおり、民間にも優秀な方がたくさんいる。それにもかかわらず、公募をすることもなく、市総務部長という要職を任期途中で放棄した相馬政美氏を企業局長に任命したのは、いかなる理由なのか、相馬政美氏はほかの部長経験者等に比べていかなる点において企業局長としての能力がまさっているのかについては、市民に知らされていない。
4. 相馬政美氏の企業局長への転職が道義的に許されるのは、「青森市役所総務部長の職も、企業局長の職も単なるポストであり、本当は、誰でもできる仕事であり、『余人をもってかえがたし』と大げさに考えるような職ではない。県職員にとられていた市役所幹部職員の天下りポストである企業局長職を奪い戻しただけであり、任務を放棄して天下ったとしても市政には何の影響もない。余り大げさに考えないでくれ」という主張が真実である場合のみである。
5. 企業局長は特別職であり、採用試験による能力実証が不要だと主張するのであれば、公募し、抽選で企業局長を決めればよい。青森市内には就職できずに困っている人がたくさんいる。定年なし・月給70万円台の企業局長を公募し、抽選するとなれば、失業中の人には大きな福音となる。その際はぜひ任期を1年にしてほしい。

(陳情事項)

青森市公営企業管理者企業局長への天下りを廃止し、公募で選任することを求める。

平成26年5月28日

陳 情 者 青森市桜川四丁目8 - 2
三国谷 清一

陳情第24号

組合事務室の無償使用許可の取り消しを求める陳情 (不採択)

(陳情の趣旨)

1. 青森市役所には、地方公務員法上の登録職員団体である青森市役所職員組合(以下「市職組」という)及び労働組合法上の労働組合である青森市役所現業労働組合(以下「現業労」という)が存し、青森市企業局には労働組合法上の労働組合である全水道青森水道労働組合(以下「水道労組」という)と青森交通労働組合(以下「交通労組」という)の2つの労働組合が存する。そのほかに市職組と現

業労の連合体である青森市役所職員労働組合（以下「市職労」という）と、市職労、水道労組、交通労組の連合体である青森市労働組合連合会（以下「市労連」という）の2つの任意の労働団体が存する。

- 2．開示された行政文書では、青森市は平成25年11月8日、市労連、市職労及び現業労と団体交渉をしているが、その中には登録職員団体である市職組が団体交渉をしたという記述はない。
- 3．市は、市職組中央執行委員長に対し、市職組の業務に専従する許可をしているが、専従許可を受けた市職組中央執行委員長は、市職労の中央執行委員長に就任している。人事課では市職組の具体的な活動状況に関する資料を持っていない。
- 4．青森市は、市職労に対し、青森市役所本庁第一庁舎3階103.68平方メートルを組合事務室として無償で行政財産の使用を許可している。
- 5．人事課は、市職労の規約や活動記録は保有していない。市職労では、人事課に対し規約の閲覧は許すが、規約の写しの提供は拒否しているとのことである。また、行政財産を所管している管財課においても、規約を含め市職労がいかなる団体なのかがわかる資料を持ち合わせていない。要するに、人事課、管財課を所管する総務部長は、市職労がいかなる団体であるのかを知らないままに団体交渉し、行政財産の無償使用を許可していることになる。異常である。
- 6．また、現業労役員は、勤務時間内に当局と電話、メールで連絡をとり合っているが、勤務時間中の労働組合活動は決して好ましいものではない。職務専念義務の免除なりの手続をとるべきである。
- 7．もとより、労働組合は、労働者を守るために必要不可欠なものであり、この活動は、憲法で保証されている。なればこそ、ルールに従った活動をするべきである。

（陳情事項）

市職労への組合事務室の行政財産無償使用許可を取り消すことを求める。

平成26年5月28日

陳情者 青森市桜川四丁目8-2
三国谷 清一

陳情第25号

水道部における労使紛争の実情等の公表を求める陳情(不採択)

（陳情の趣旨）

- 1．青森市企業局水道部（以下「水道部」という）職員を組合員とする全水道青森水道労働組合（以下「水道労組」という）は、青森市（代表者青森市公営企業管理者企業局長（以下「企業局長」という））を相手に労使問題で訴訟を起こし、現在も裁判が続いている。そして、団体交渉が開かれていない状態が続いている。
- 2．訴えを起こした水道労組は、裁判費用を水道労組組合費で負担しているのかもしれないが、訴えられた青森市の裁判費用は、市民の水道料金から支払われている。
- 3．平成26年度には、水道料金を見直すことになっているが、水道部の労使関係が深刻化している現状について、水道利用者である青森市民には、何一つ知らされておらず、労使紛争に係る裁判費用が水道料金から支払われているなど、青森市民の誰一人として夢にも思っていない。水道料金の原価が増大する原因の一つが労使紛争であるとは、まことにもって嘆かわしい。

- 4 . 青森市民にとって、極めて重要な水道を管理している水道部において、労使関係が深刻化している状態では、果たして、日本一おいしい水が確保できるのかが心配である。
- 5 . 企業局長は、水道部の労使紛争の実情（経過・現状）及び裁判の状況を、速やかに、詳しく議会へ報告し、市民に公表するべきである。

（陳情事項）

企業局水道部は、労使紛争の実情（経過・現状）及び裁判の状況を、速やかに、詳しく議会へ報告し、市民に公表することを求める。

平成 26 年 5 月 28 日

陳 情 者 青森市桜川四丁目 8 - 2
三国谷 清一

陳情第26号

公正適切な行政文書の開示を求める陳情（不採択）

（陳情の趣旨）

- 1 . 陳情者は、平成 26 年 3 月 13 日付け行政文書開示請求書をもって、指定管理者制度導入事務に関する平成 26 年度当初予算要求資料（積算資料を含む予一切の行政資料）の開示請求をした。
- 2 . 平成 26 年 3 月 28 日付け青市指令市政第 8 号行政文書開示決定通知書をもって全部開示決定が通知され、平成 26 年 4 月 2 日開示を受けた。政策推進課の 3 名が開示に立ち会った。
- 3 . 開示された行政文書は、「平成 26 年度事業概要表」（以下「財政課提出用・平成 26 年度事業概要表」という）1 枚、「市のホームページに掲載されている『財政課提出用・平成 26 年度事業概要表』を簡略化した『平成 26 年度事業概要表』（以下「市 H P 用・平成 26 年度事業概要表」という）1 枚、歳出予算内示書 2 ページ分 2 枚の合計 4 枚である。
- 4 . 歳出予算内示書は、市民政策課が平成 26 年度当初予算要求をした資料ではなく、財政課の査定結果を記載したものであり、「市 H P 用・平成 26 年度事業概要表」は「財政課提出用・平成 26 年度事業概要表」の一部を削除したものであり、実質的には同一のものである。とすれば、陳情者が開示請求をした行政文書で開示されたのは、実質的に「財政課提出用・平成 26 年度事業概要表」たった 1 枚である。
- 5 . 陳情者は、「要求事項の講習会での社会保険労務士への謝礼金にしても根拠資料が必要であろうし、予算要求資料が事業概要表 1 枚というのは現実的ではない、担当者の手持ち資料とかもあるのではないかと質問をしたところ「開示したものだけである」とのこと。余りにひどい回答であったので、同席した他の職員に「こんなことはあり得ない。これでは予算要求などできない。あなた方は今の回答をどう思いますか」と質問をしても沈黙あるのみであった。陳情者は、指定管理者制度導入事務に係る開示行政文書を 4 枚コピーしてもらい、開示は終了した。
- 6 . 余りにひどい政策推進課の対応であったので、抗議と是正を求めて「市民の声」に投稿したところ、平成 26 年 4 月 21 日付けで政策推進課からの回答があった。その内容は真実からほど遠いものであったので、もし政策推進課の回答がそのまま市ホームページに載れば大変なので、すぐに広報広聴課に行き、「市民の声」担当者及び広報広聴課長に経過を話し、きちんとした調査をお願いした。
- 7 . しかし、結局、政策推進課の回答がそのまま市ホームページに載ってしまった。私は驚いて広報広

聴課に赴き、「市民の声」担当者に、真実からほど遠い内容の回答がそのまま市ホームページに登載されたことに強く抗議をし、善処方を求めた。担当者は「了解しました」と言った。私は少し心配であったので、「チームリーダーか広報広聴課長の立ち会いのもとで、私の苦情を受けたほうがよいのではないか」と言ったところ、「大丈夫です」とのことであった。

8. その後、担当者からメールが送付されてきたが、内容は「指定管理者制度導入事務に係る行政文書開示に関するものは全て削除する」とのことであった。そして実際削除されている。市ホームページには、なぜ削除されたのか等の説明はなかった。
9. 陳情者が、政策推進課以外の多くの課に平成 26 年度当初予算要求に関する行政資料の開示請求をしたところ、平成 26 年度当初予算要求に際して作成・提出する資料は、平成 26 年度予算編成方針に基づく具体作業要領に基づき作成・提出することとされ、事業点検表、平成 26 年度事業概要表、歳出予算要求書（事業説明）、歳出予算要求書（明細）、見積書等経費積算資料を作成・提出している課が多く、歳出予算内示書が含まれているところはなかった。
10. 以上のことが判明したので、陳情者は、平成 26 年 4 月 30 日付けで政策推進課の行政文書開示決定通知書に対して異議申し立てをし、平成 26 年 5 月 14 日付けで市長宛てに 確信的に文書を秘匿し、市民を愚弄する政策推進課等職員への厳しい処分を求める。政策推進課の言い分のみをうのみにし、市民の声に耳を傾けない広報広聴課を、市民と鹿内市長を結ぶかけ橋となるような課にすることを求める内容の請願書を提出した。
11. 平成 26 年 5 月 20 日付けの請願書に対する回答書が届いた。請願事項 については「『歳出予算要求書』を開示すべきところを開示せず、『歳出予算内示書』及び『市HP用・平成 26 年度事業概要表』を開示したことをお詫びします。今後このようなことが無いように担当の職員に厳重に注意し、開示請求の内容に即した文書開示に努めますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます」と、請願事項 については「配慮に欠ける対応についてお詫びします。改めて回答を作成し、市のHPに掲載します」といったような内容であった。そしてそれで終わりである。本陳情書提出時点まで、回答書以外何のアクションもない。
12. 当初予算要求資料はたった 1 枚ではないことを立証するために、2 カ月以上の時間と、いろいろな課に対する開示請求文書のコピーに費用がかかった。
13. 陳情者は、平成 25 年第 3 回定例会及び平成 25 年第 4 回定例会に、公正適切な行政文書の開示を求める陳情をし、いずれも不採択となっているが、このときの市側の説明は、思い切って要約すると、「陳情者からの大量の開示請求に対し市は誠実に対応している」ということであるが、実情は上記のとおりである。陳情者としては、何も大量の開示請求をするのが目的ではないのであるが、市側の文書秘匿、引き延ばし作戦に対する、やむを得ざる予備的な開示請求、あるいは不親切な開示について他課での開示の仕方を確認するため、結果多くの件数の開示請求になっているものである。誠実で親切・丁寧な説明をしていただければおのずと開示請求件数は減少する。そもそもが、業務に支障がない範囲においては、行政文書開示請求書の提出がなくても、開示するのが本来であるはずである。
14. 執拗なまでの陳情者に対する嫌がらせをやめて、青森市情報公開条例の目的を尊重して公正適切に行政文書を開示していただきたい。

（陳情事項）

青森市情報公開条例の目的を尊重して公正適切に行政文書を開示することを求める。

平成 26 年 5 月 28 日

陳情第27号

市民意見に真摯に耳を傾けることを求める陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

- 1 . 陳情者は、下水道使用料(以下「使用料」という)の見直しを求め、市長への請願、市議会への陳情、情報開示請求等々を行ってきたが、何一つ真摯な対応がないため、現行使用料の不当性を訴える最後の手段として、異議申し立て及び審査請求を行っている。
- 2 . 使用料を納期限までに納付しない場合、市は督促状発行を義務づけられているため、陳情者は、使用料の納付を保留し、特別に督促状を発行してもらっている。月間約1万件に及ぶ下水道使用料滞納者の中で督促状を発行してもらっているのは陳情者一人だけである。
- 3 . 督促状発行に対し異議申し立てをすることによって、初めて公の場で、市による11年以上にわたる使用料見直し作業の放置、法定の督促状の不発行という不作為とずさんな債権管理、毎年行われている不納欠損処分という名目での違法不当な債権放棄等を訴える事ができた。その過程で市の条文見落としによる不服審査誤却下事件が起きた。
- 4 . 市は、議会に対し使用料の見直しや誤却下事件への対応等について詳細に報告しているが、陳情者に対しては詳細な説明は一度もない。誤却下事件に関しては、当事者である陳情者に対しておわびと「審査をやり直します。詳細は決まっていません。」との説明だけである。
- 5 . 下水道使用料の件だけではない。情報公開、指定管理者問題に関する請願等についても詳細な説明回答はなく、「ご理解下さい」との決まり文句が添えられている。議会への答弁や市長の説明では「当事者たる市民の方へは誠意を持って説明をしている」と主張しているが、真実からほど遠い主張である。「鹿を馬だ」と言う人はうそつきだが、「鹿を馬だ」と言う人の主張を否定しない人もうそつきである。本当のことを言わない人はうそつきと同じである。
- 6 . 陳情者は、審査請求及び異議申し立てが棄却と最終決定されれば、使用料は延滞金を含めて納付している。市は、このことを一度も常任委員会で説明していない。「陳情者は『下水道使用料不払い運動』を行っている」と誤解させているに等しいと思う。陳情者は、市の不当違法性を訴えるために、納付を一時保留にしているだけである。それやこれや、市は市民の声、意見を真摯に受けとめ、事実関係については、事実を事実としてうそをつかずに正確に、誠意を持って対応してほしい。

(陳情事項)

市民意見に真摯に耳を傾けることを求める。

平成 26 年 5 月 28 日

陳 情 者 青森市桜川四丁目 8 - 2
三国谷 清一

陳情第28号

油川市民センターの現状の公表を求める陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

- 1 .油川市民センターの管理については、平成 25 年第 1 回定例会において、油川市民センター管理運営協議会による指定管理者の指定が否決され、平成 25 年 4 月から市直営による管理となった。
- 2 .青森市内の市民センターは、指定管理者制度を導入することとしており、油川市民センターの直営管理は、油川市民センター管理運営協議会における種々の問題点を解消し、二度と不祥事を起こさない体制をつくり、指定管理者制度に戻すまでの一時的、例外的な措置のはずであるが、平成 26 年度においても直営管理となっている。
- 3 .指定管理者制度を統括する政策推進課及び実際に市民センターの指定管理者制度を運用する中央市民センターに対し、平成 26 年度においても油川市民センターを直営管理している理由を質問し、行政文書の開示請求を行い、わかったことは、政策推進課、中央市民センターとも、油川市民センターに関し、油川市民センター管理運営協議会と正式な協議をしていないということであった。どこに対しても管理に関する協議をしておらず、協議等の行政文書が一切ない。
- 4 .工藤市民政策部長は、かつて市議会での館田議員の質問に対して、市民センターへの指定管理者制度導入の最大のメリットは、人件費の節減であると回答しているにもかかわらず、漫然と直営管理を続けていることは、議会軽視であり、市民への裏切りである。
- 5 .そもそも、青森市が行っている市民センターへの町内会方式による指定管理者制度導入は、初めから無理があったものであり、町内会方式のあり方を含めて、市民センターの指定管理者制度について、再検討する時期になっている。
- 6 .それにしても、あれほど市議会で問題になったにもかかわらず、こそこそと人目を忍んで直営を続けているさまは異常である。指定管理者制度における人件費と直営における人件費の比較を中心とした、平成 25 年度の財務分析をするべきである。

(陳情事項)

油川市民センターの財務会計を中心とした現状について、議会への報告、市民への公表を求める。

平成 26 年 5 月 28 日

陳 情 者 青森市桜川四丁目 8 - 2

三国谷 清一
